

令和2年 4月 8日

保護者 各位

児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所利用自粛について(要請)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府から緊急事態宣言が発せられました。感染拡大の防止、学童保育所の機能維持などの観点から、できる限り家庭内保育（利用自粛）にご協力をお願いします。

1. 利用自粛依頼期間

令和2年4月8日（水）～5月6日（水）（日曜祝日を除く）

※緊急事態宣言が解除されない場合はさらに延長します。

2. その他

お仕事等でお子さんを預ける際は、お子さんの健康状態の把握に努め、体調不良の際には利用を控えてください。